

教育

教育委員会

学校教育課
あかし教育研修センター

福祉局

こども育成室

こどもの発達の支援とインクルーシブ教育の実現のための取組

① インクルーシブ条例に盛り込むべき内容

- 障害理解については小さな頃から学ぶ必要があるが、そのことについて教員の理解やスキルが不十分な例もある。【障害当事者、支援者】
⇒(案)子どもの障害理解の重要性について規定し、条例に基づき教員の理解を深め、スキルを向上させる取組を実施する。
- 「一緒にする」が基本で、難しいことはサポートする。同じようにできないからといって扱いが変わるのはおかしい。みんなが実質的に参加するためにどんな支援が必要かを考えていけばよい。【障害当事者】
⇒(案)インクルーシブ教育に対する市の考え方を整理して規定する。

② 各論条例や計画等に盛り込むべき内容

- 一般の学校で医療的ケア児童生徒（または子ども）を受け入れていくためには、医療機関との連携が不可欠であり、人の確保や予算措置を含め、行政として具体的な対応策を考えてほしい。【検討会】
- 学校の環境整備の部分はしっかりとレベルと上げていかないと、インクルーシブ教育の議論にすらならない。【検討会】
- 切れ目のない支援に係る問題点としては、学校の個別の支援計画、事業所の利用計画や支援計画、保護者が作っているサポートブックなど、それぞれがばらばらに作られていることがある。【検討会】

③ 具体的な取組として実践できる内容

- 知的障害児や発達障害児を、市内の学校で受け入れることができるようにしてほしい。【検討会、支援者】
- 義務教育卒業後の支援について、相談があれば専門機関につなげられるが、そうでない場合支援につなげられていない。【検討会】